

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、国及び道は、円滑な災害応急対策及び災害普及に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくことなど、協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 重要水防区域及び整備計画

災害が予想される河川区域及び整備計画は、「第1章第4節 沼田町の地勢と災害の概要」で定める河川及び別表1のとおり

2 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

別表2のとおり

3 地すべり・がけ崩れ危険区域及び整備計画

別表3のとおり

4 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画

別表4のとおり

5 土石流危険渓流危険区域及び整備計画

別表5のとおり

【別表1 重要水防区域及び整備計画】

【別表2 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画】

【別表3 地すべり・がけ崩れ危険区域及び整備計画】

【別表4 急傾斜地崩壊危険区域及び整備計画】

【別表5 土石流危険渓流危険区域及び整備計画】

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- (3) 公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 広報誌の活用
- (2) ホームページの活用
- (3) パンフレットの配布
- (4) DVD、パネル等の活用
- (5) 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- (6) 諸行事、防災訓練等による普及
- (7) 学校教育を通しての普及
- (8) 社会教育を通しての普及

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ① 防災の心得
 - ② 火災予防の心得
 - ③ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - ④ 農作物の災害予防事前措置
 - ⑤ 自助の心得
 - ア 非常用飲料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - イ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ウ 災害情報の正確な入手方法
 - ⑥ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ① 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - ② 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ③ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - ④ 災害時の心得
 - ア 気象情報の種別と対策
 - イ 家庭内、組織内の連絡体制
 - ウ 出火の防止及び初期消火の心得
 - エ 外出時における地震発生時の対処方法
 - オ 自動車運転時の心得
 - カ 救助・救護に関する事項
 - キ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ク 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
 - ケ 要配慮者への配慮
- (5) 災害復旧措置
 - ① 被災農作物に対する応急措置
 - ② その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 町民及び事業所の基本的責務

災害における被害を最小限にするためには、行政機関をはじめとして、各防災機関の防災対策のみでなく、町民及び事業所が「自分の身体・自分の財産はまず自分で守る」ということを意識し、行動することが最も必要なことであり、災害時において冷静沈着かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して町民及び事業所が自発的な町民運動の展開、防災活動を行うことにより、より効果的な防災応急対策を推進することができるものとする。

1 町民の責務

町民一人ひとりが、平常時から非常持出品の用意や避難場所等の確認など、突然起こる災害に対する備えを常に心掛けるものとする。

また、防災意識の向上を図るため、町民の責務として、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄（最低3日間、推奨1週間）など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

(1) 平常時の備え

- ア 家庭において災害時の連絡方法や避難所等の確認
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の確認
- ウ 家の内外を確認し、危険箇所の把握及び改善
- エ 家具の転倒、落下を防ぐような工夫をし、家の中において安全な空間の確保
- オ 災害危険区域等や地域における災害の危険性の把握

(2) 災害時の心得

- ア 我が身の安全確保
- イ 初期消火活動等被害の拡大を防ぐ応急措置
- ウ 非常持出品を備え、決められた避難所へ避難
- エ 避難中は落ち着いた行動をとり、危険箇所等を迂回し移動
- オ 要配慮者、けが人等に対する応急救護

カ 正確な情報の収集による災害状況の把握

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 防災責任者、災害時行動マニュアルの作成等防災体制の整備
- イ 建築物の不燃化、耐水化の促進、設備の安全管理
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災に関する知識の普及
- エ 防災用品（資器材、食料、飲料水等）の備蓄及び管理

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供及び避難の誘導
- ウ 初期消火活動等の実施
- エ 従業員及び施設利用者の救助、救護
- オ ボランティア活動への支援等

第4節 防災知識普及計画

防災関係機関は、職員及び住民に対して防災知識の普及を図るとともに、防災意識に努めるものとする。

1 職員等に対する防災教育

防災業務に従事する職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配布

(2) 教育の内容

- ア 沼田町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

2 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災知識の高揚を図るため、次の防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 学校教育、社会教育を通じたの普及

学校教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練等を実施して防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の各種研修会等の社会教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- ① 町広報誌の活用
- ② 新聞の活用
- ③ 印刷物の活用
- ④ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑤ 広報車の巡回による普及

ウ 防災訓練の参加普及

(2) 普及の内容

ア 沼田町地域防災計画及び同計画による各機関の防災体制

イ 災害に関する一般的知識

ウ 過去の主な被害事例

エ 平素の心得

- ① 住宅の点検
- ② 応急救護
- ③ 非常食糧の準備
- ④ 避難
- ⑤ 火災の防止

オ 災害発生時の心得

- ① 場所別、状況別の心得
- ② 避難の心得
- ③ 被災した場合の心得

カ その他必要な事項

3 普及の時期

普及の内容による最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第5節 災害時要配慮者避難支援計画

災害時における要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び措置内容

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援

を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、避難行動支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 町長は、町の関係部局が保有する要介護認定者、障がい者等の情報を活用し、名簿を作成するものとする。
- (2) 町長は、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- (1) 要介護認定3～5を受けている方
- (2) 身体障がい者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方
 - ①体幹 1～3級
 - ②上肢 1, 2級
 - ③下肢 1～3級
 - ④視覚 1, 2級
 - ⑤聴覚 2, 3級
 - ⑥内部 1～3級
 - ⑦音声、言語、咀嚼3級
- (3) 療育手帳AもしくはBを所持する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方
- (5) 人口透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方
- (6) 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
- (7) その他支援の必要な方

4 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

5 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害の発生に備え、深川地区消防組合沼田支署、深川警察署、沼田町民生委員、沼田町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

6 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区

分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供する。また受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の利権利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない。

7 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録をするものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

8 避難支援体制（関係機関の役割分担等）

平常時	防災部門 (総務財政課)	各関係機関で得た情報を元に本節の改正並びに避難支援対策の検討を行なう。
	福祉部門 (保健福祉課)	防災部門である総務財政課とともに避難行動要支援者情報の収集に努め、消防、民生委員等の関係機関と緊密な連携を行う。
	関係機関 (民生委員等)	避難支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促す。
	自主防災組織等 (町内会・行政区)	避難支援を要する地域の高齢者等の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、支援者となった住民は、日頃から高齢者等の見守り活動を行なう。
災害発生時	総務対策班 (総務財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者への避難指示等の発令 ・ 計画に基づく避難支援対策の実施 ・ 保健対策班の情報により消防機関へ救助要請
	保健対策班 (保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 各班と連携して避難完了した避難行動要支援者名簿との照合 ・ 関係機関への避難行動要支援者の開示・状況報告
	関係機関 (民生委員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 避難行動要支援者の避難状況の情報提供
	自主防災組織等 (町内会・行政区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の避難支援 ・ 避難行動要支援者の避難状況の情報提供

避難行動要支援者の避難支援は、行政だけでは限界があり、近隣住民の協力が必要不可欠であることから、自主防災組織等の役割を明確にし、円滑に避難支援を行なえるよう努める。

9 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。また、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難のための立退き勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

10 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

11 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する役場窓口での配布、インターネットの利用による公開等（町ホームページ）を行うものとする。

また、ハザードマップを用いて要配慮者関連施設の位置や避難場所等の施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、住民への周知に努めるとともに、特に要配慮者を支援する地域住民（支援者）の理解と知識を深め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

さらに、ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所等や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

12 避難誘導の手段・経路等

避難行動要支援者に対し、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民（自主防災組織等）、関係機関が連携し、災害時要配慮者避難支援計画及び避難行動要支援者名簿・防災マップ等に基づき避難誘導を行う。

そのため、平時から、職員の役割分担を明確にするとともに、地域住民、深川地区消防組合沼田支署、消防団の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、要配慮者自身も、自宅から避難場所等までの避難経路を確認しておくよう民生・児童委員等の協力により周知徹底する。

1 3 指定避難所における支援方法

(1) 指定避難所における支援対策

指定避難所には、要配慮者の要望を把握するため、保健対策班（保健福祉課）が中心となり、福祉関係者や赤十字奉仕団、地域住民、ボランティア等の協力を得つつ、相談窓口を設けて細部のニーズを把握するよう配慮する。

また、指定避難所での生活においては、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等は、避難行動要支援者名簿により、健康管理、感染症予防等の支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、福祉避難所への移送、老人福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

指定避難所における災害情報の提供は、被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

要援護者が、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、把握している避難行動要支援者情報をもとに、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前に協議を行い、あらかじめ福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易であることから、高齢者等については「沼田町養護老人ホーム和風園」、「沼田町特別養護老人ホーム旭寿園」、及び「沼田町暮らしの安心センター」妊産婦及び乳幼児については「沼田町健康福祉総合センター」を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ることとする。

1 4 防災訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と地域住民との信頼関係が不可欠であることから、地域住民、消防団等は、普段から声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めるよう心がけるものとする。

また、要配慮者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から近隣住民同士のネットワークづくりをすすめ、協力関係をつくることが重要である。

このため、町、民生委員・児童委員、地域住民が連携して、要援護者を交えての避難訓練や災害図上訓練を行うことにより支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

15 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図るものとする。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 緊急指定避難場所、指定避難所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他のものを応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ確実に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、防災訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 町は他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の整備を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を今後検討する。

第7節 雪害対策計画

この計画は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等による交通遮断等の災害を防止し、公共輸送を確保することにより住民の生活安定を図ることを目的とする。

1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。
- (2) 一般道々で北海道所管にかかわる道路は、空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所が行う。
- (3) 町道路線は沼田町が行う。
- (4) 交通規制

所轄警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止・駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

- (5) 道路除雪にかかる各機関の除雪基準は次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

北海道開発局が管理する道路で、冬期間 24 時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

イ 北海道所管

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000 台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000 台/日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300 台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ 沼田町所管

種類	除雪延長	直営	委託	除雪目標
第2種	km 94.3	km 0	km 94.3	2車線確保を原則とし、夜間除雪は原則として行わない。（平成 20 年度より除雪業務を全面委託）

2 排雪

道路管理者は排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は車輛の待避所を設ける等、交通の妨げにならないように配慮するものとする。

- (2) 河川等を利用し雪捨場を設定する場合は河川管理者と充分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- (1) 町長は第2章第2節に定める本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めるとき本部を設置するものとする。

ア 大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺・交通渋滞等によって人命に係わる事態が発生し、その規模・範囲から特に緊急・応急措置を要するとき。

- (2) 積雪期（12月～3月）を通じて、例年に比べ降雪量・積雪量共に大幅に上回っている、もしくは上回ることが予想される場合、前号の本部設置前においても、雪害予防対策を迅速かつ的確に行うため、雪害に係る予防対策本部等を設置するものとする。

- (3) 町長は現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、本部職員をもって救助隊を編成し事態に対処するものとする。

- (4) 町長は路上通行車輛の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

4 各バス交通機関の措置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

5 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため、雪おろし等の適切な管理を行うものとする。

- (1) 雪おろしについての広報

屋根雪落下等による災害を防止するため、12月から3月の間、町広報紙・防災無線・広報車等により屋根の雪おろし奨励に努めるものとする。

第8節 融雪害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は水防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の情報等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ・地すべり・崖くずれ等懸念のある地域・個所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町長(建設課)・消防機関は住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町長は関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等事前に検討しておくものとする。
- (3) 町長(建設課)は、なだれ・積雪・捨雪及び結氷等により、河道・導水等が著しく狭められ被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道・導水路内の除雪・結氷の破碎等を行い能力の確保を図るものとする。

3 下水道及び樋門・樋管の点検

町長(建設課)は、融雪出水時に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門・樋管等の操作点検を実施するものとする。

4 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害される恐れのあるときは、道路の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効果的な活用を図るものとする。

5 水防資器材の整備・点検

町長(建設課)及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は融雪水に際し、住民の十分な協力が得られる水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第9節 水防対策計画

洪水やその他による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減するための組織並びに活動は本計画の定めるところによる。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 沼田町(水防管理者)

町は水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たす責任を有する(法第3条)。

(2) 北海道

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 北海道

ア 指定水防管理団体の指定(法第4条)

- イ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第5項）
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- エ 北海道水防協議会の設置（法第8条第1項）
- オ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- カ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ク 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ケ 洪水情報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第13条の2）
- コ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- サ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- シ 水防信号の指定（法第20条）
- ス 避難のための立退きの指示（法第29条）
- セ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ソ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- タ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- チ 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（2）沼田町

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- カ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- キ 警戒区域の設定（法第21条）
- ク 警察官の援助の要求（法第22条）
- ケ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- コ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- サ 公用負担（法第28条）
- シ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ス 水防訓練の実施（法第32条の2）
- セ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ソ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- タ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- チ 消防事務との調整（法第50条）

（3）国土交通省（北海道開発局）

- ア 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

- ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- エ 洪水情報又は水位情報の通知の関係市町村への通知（法第13条の2）
- オ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- カ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- キ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ク 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- ケ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- コ 北海道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 気象庁（札幌管区气象台）

- ア 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(5) 居住者等の義務

- ア 水防への従事（法第24条）
- イ 水防通信への協力（法第27条）

3 協力及び応援

河川管理者は、自ら業務等に照らし可能な範囲で水防管理団体が水防のための活動に次の協力及び応援を行うものとする。

(1) 北海道（河川管理者）の協力事項

- ア 河川に関する情報の提供（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

(2) 北海道開発局長（河川管理者）の協力事項

- ア 河川に関する情報（雨竜川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与
- オ 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

4 水防組織

「第2章第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ、水防本部に関する事務を処理する

ものとし、水防事務の総括は沼田町（総務財政課）で行うものとする。

5 水防本部の所轄事務

水防に関する事務は、「第2章第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ所轄するものとする。

6 水害危険区域

町の区域の河川・低地帯で、水防上重要な警戒防御区域は、「第4章第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

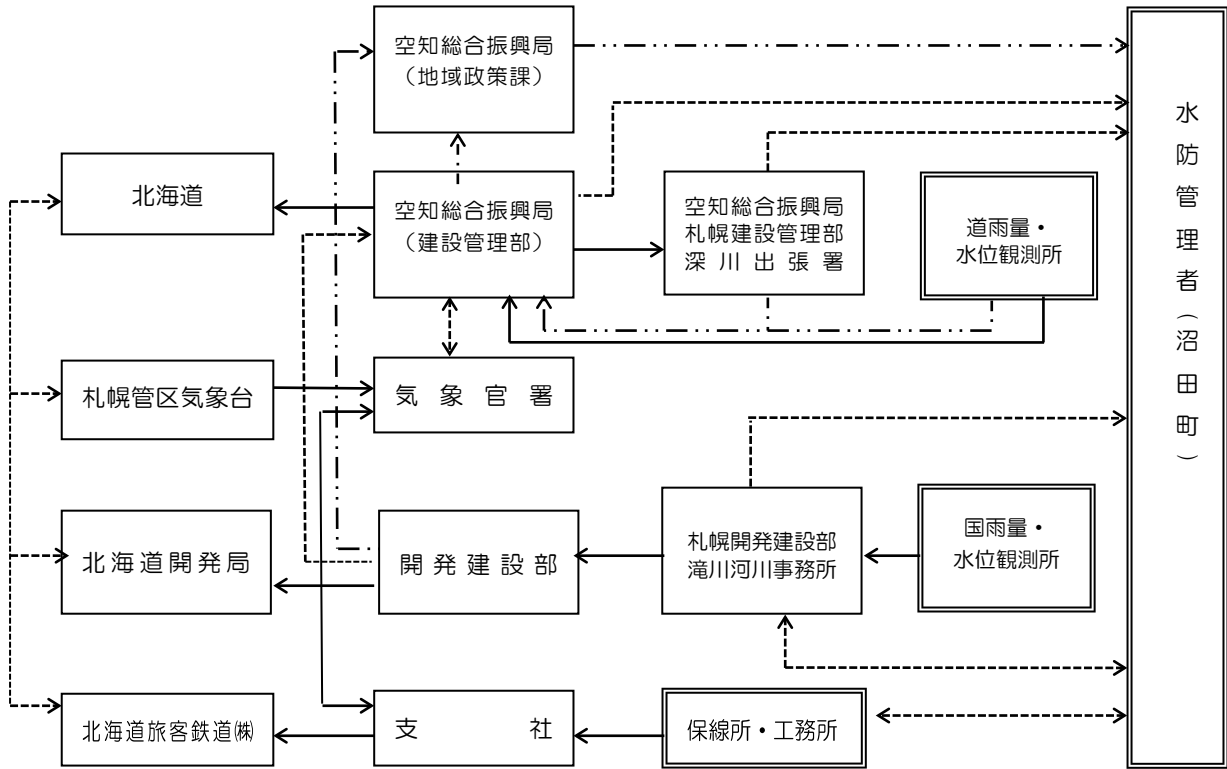
7 雨量・水位観測所

町の区域内に設置された雨量・水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、札幌開発建設部滝川河川事務所雨量・水位観測所、空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所と連携をとり、その状況を把握しておくものとする。

(担当 総務対策班)

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 m	はん濫注意水位 m	避難判断水位 m	はん濫危険水位 m	計画高水位 m	種別	備考 (電話応答装置)
雨竜川	多度志	字 共 成 24 番地	56.40	57.00	57.50	57.70	59.02	水位	0164-35-1194
〃	達布橋	沼 田 1 区	43.10	43.90	—	—	46.31	水位	0164-35-2511
〃	雨竜橋	妹背牛町 字千秋	32.80	33.40	33.70	34.20	37.26	水位	電話応答なし

【水位等通報系統図】



(注) — 通常の通報 - - - 必要に応じ通報 ··· 障害時 観測機関

8 水防用資器材の備蓄

町の水防用資器材の備蓄は次のとおりである。なお、町の備蓄資器材に不足が生じたときは、必要に応じ農業協同組合・民間等から調達するものとする。

水防用資器材保存状況

備蓄資器材			資材			機器			工具					服装品		
			土のう袋	吸水式土のう	鉄筋杭	投光機	発電機	ポンプ	スコップ	掛矢	のこ	ペンチ	ハンマー	ヘルメット	救命胸衣	
備蓄場所	所在地	電話	枚	枚	本	台	台	台	丁	丁	丁	丁	丁	個	着	
防災資材備蓄倉庫	南1条4丁目	35-2111	2150	100	100	1	2		80	5			5	30		
除雪機	字沼田		100						21	2	2		2			
消防機関	第1分団	南1条3丁目	35-2050	90	30		4	5	1	2	1	2	6	2	35	35
	第2分団	字共成189	35-2893	40			1	1	1	2	1		2		13	34
	第3分団	字北竜440	35-2355	40			1	1	1	7	1		2		10	16

民間から調達可能な水防資器材

調達先	住所	電話	調達できる資材
北いぶき農業協同組合 沼田支所	沼田町北1条4丁目2番2号	35-2221	麻袋・ビニール袋・スコップ・くわ・鎌・一輪車・ポリタンク・鉄線・ペンチ・くぎ・ツルハシ
谷口建装(株)	沼田町南1条2丁目5番14号	35-2858	なわ
岩寺木材産業(株)	沼田町旭町1丁目2番10号	35-2146	丸太材

9 水防区域を防御するための地域分担

地区名	河川名	消防機関
沼田市街	雨竜川・幌新太刀別川・真布川	沼田支署・沼田消防団・第1分団の一部
高穂2・共成 東予・更新	雨竜川・ポンポンニタシベツ川 ポンニタシベツ川・沼田奔川	沼田支署・沼田消防団・第2分団
北竜・恵比島1 幌比里	雨竜川・恵比寿川・高島川 梅の沢川・桜の沢川	沼田支署・沼田消防団・第1分団の一部 第3分団

10 非常監視及び警戒

町長(土木・給水対策班)は、水防管理者が非常配備を指令したときは町内の水防区域内を巡視するとともに監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者(総務財政課)に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ア 裏のりの漏水又は飽水によるき裂及びがけ崩れ。
- イ 表のりで水あたりの強い場所のき裂及びがけ崩れ。
- ウ 天端のき裂又は沈下。

- 工 堤防の越水状況。
- 才 樋門・樋管の漏水と扉の締め具合。
- 力 橋梁とその他構築物と堤防の取付け部分の異常。
- キ ため池等については、アからカまでのほか、次の事項について注意するものとする。
 - ① 取水口の閉塞状況
 - ② 流域の山崩れの状態
 - ③ 流入水及び浮遊物の状況
 - ④ 余水吐及び放水路付近の状況
 - ⑤ 重ね池の場合の上部ため池の状況
 - ⑥ 樋管の漏水によるき裂及びびがけ崩れ

1 1 水防作業

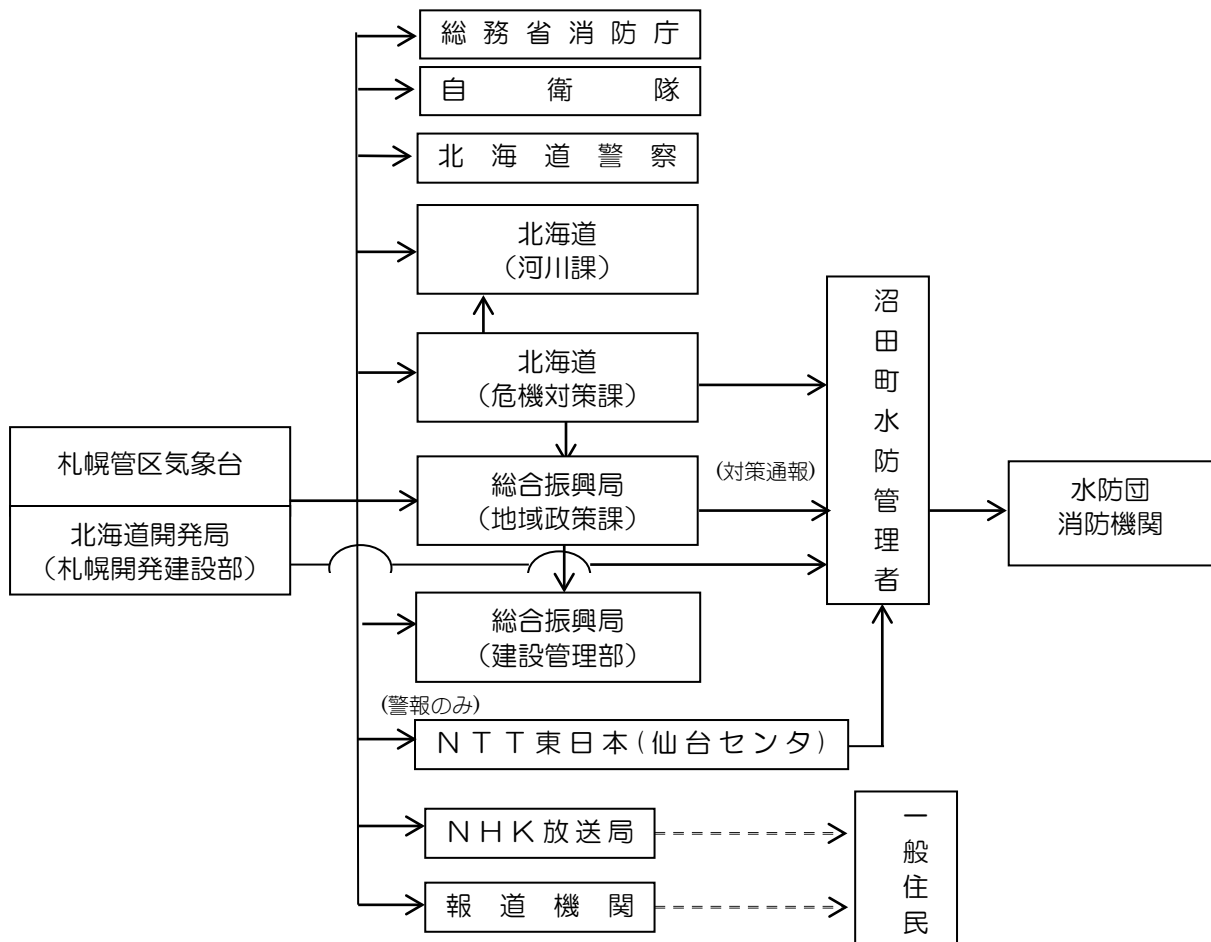
水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防・構造・護岸の状態を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

水防工法の種類は別に定めるものとする。

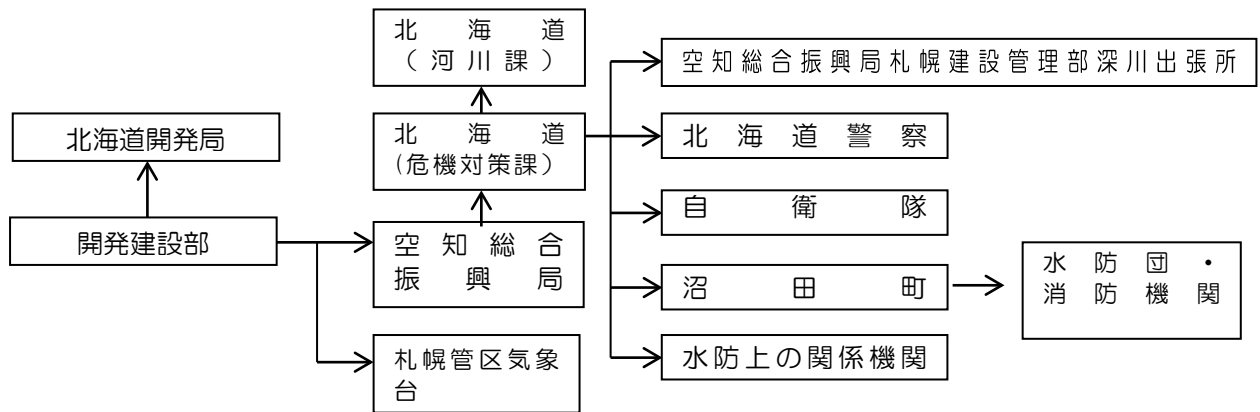
1 2 水防警報等

洪水予報(水防法第 10 条)及び水防警報(水防法第 16 条)については次のとおり定める。

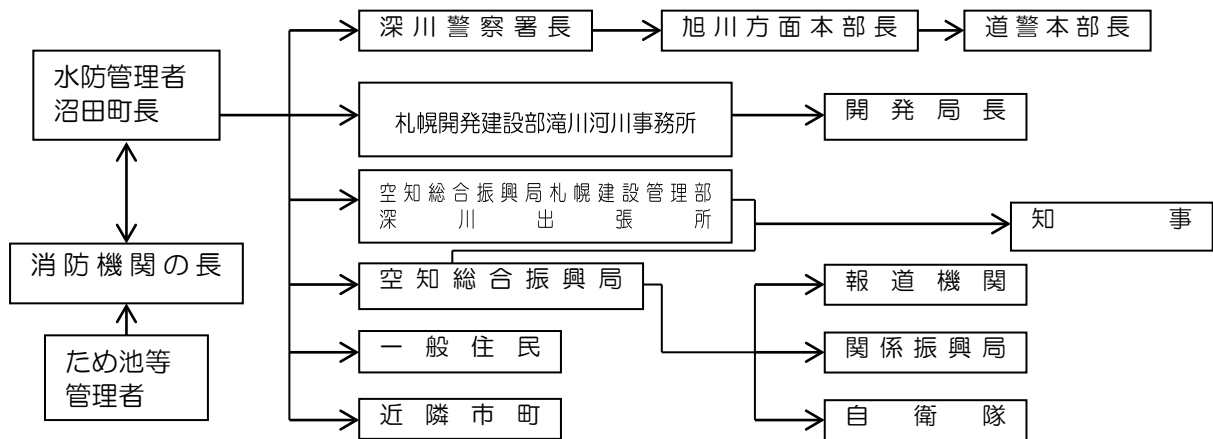
(1)洪水予報伝達系統図



(2) 水防警報伝達系統図



(3) ダム・堤防等の決壊通報系統図



(4) 警報等を受理した場合の体制については、「9水防区域を防御するための地域分担」・「10非常監視及び警戒」・「11水防作業」等によるものとする。

(5) 堤防その他ダム等が決壊した場合は、町長(水防管理者)・消防機関の長又はため池等の管理者は直ちに通報するものとする。

ア 町長は堤防等が決壊した場合又は決壊の恐れがある場合は、「第5章第6節 避難救出計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示するものとする。

イ 自衛隊の派遣要請

町長は災害に際し、自らの能力で処理することが極めて困難な事態が予想されるときは、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、空知総合振興局長(北海道知事)に自衛隊の派遣要請をすることができる。

ウ 水防解除

町長は水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、その他非常警戒の必要がなくなったと認めるときは、水防の警戒体制を解除しこれを一般に周知するものとする。

1.3 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

方法 区分	警 鐘	サ イ シ ョ ン	摘 要
警 戒 信 号	● 休止 ● 休止 ● 休止	●-休止 ●-休止 ●-休止 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒	警戒水域に達した時、 又は气象台から洪水 警報の通知を受けた とき。
出動第1信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	●-休止 ●-休止 ●-休止 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒	町及び消防機関に属 する者全員が出動す るとき。
出動第2信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止 ●-休止 ●-休止 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒	町の区域内に居住す る者が出動するとき。
危 険 信 号 避 難 立 ち 退 き	乱 打	●-休止 ●-休止 ●-休止 1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒	必要を認める区域 内の居住者に避難の ため立ち退きを知らせ るとき。

1.4 水防報告

(1) 水防管理者(町長)は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知支庁長に報告するものとする。

- ① 消防の機関を出動させたとき。
- ② 他の水防管理団体に応援を要求したいとき。
- ③ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、別紙様式により水防活動実施報告書を翌月5日までに空知総合振興局長に2部提出するものとする。

別紙様式

水防活動実施報告書

(都道府県)

自 年 月
至 年 月

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 数	主要 資材	その他 資材	計	団 体 数	使 用 資 材 費			
							主要 資材	その 他 資 材	計	
振興局分 前回まで		人	円	円	円		円	円	円	
月 分										
月 分										
月 分										
小 計										
累 計		人	円	円	円		円	円	円	
水防管理団体分 前 回 分										
月 分	()									
月 分	()									
月 分	()									
小 計	()									
累 計		人	円	円	円		円	円	円	

(作成要領)

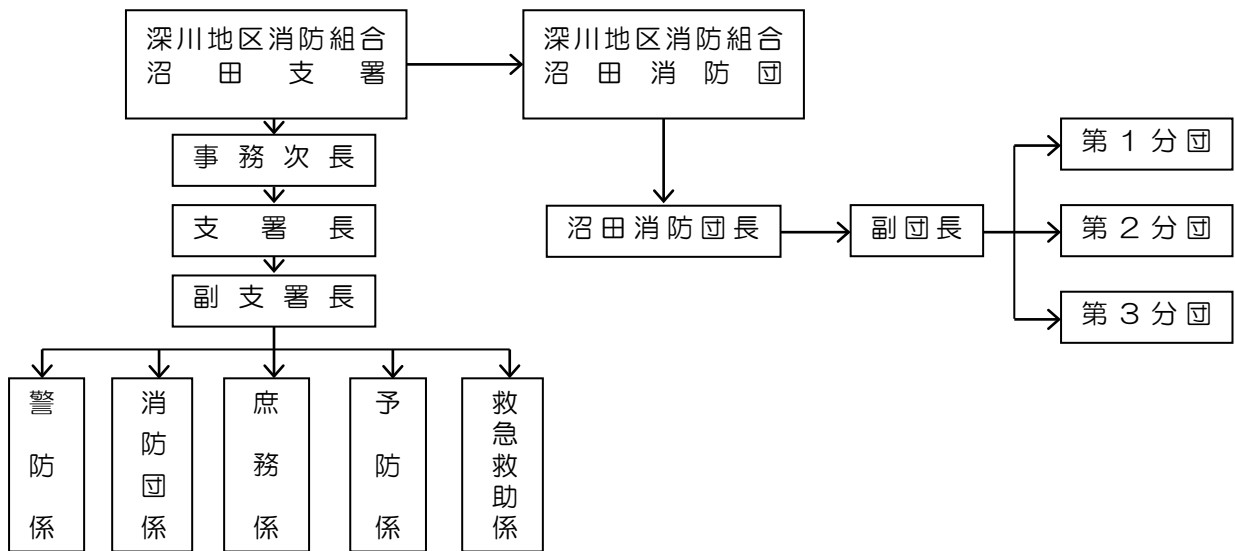
- 1 「前回まで」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・くい・板類・鉄線・釘・かすがい・蛇籠・置石・及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。

第10節 消防対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防・警戒・制圧して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 組織計画

(1) 消防組織及び分掌



(2) 消防職員配置

階級別 所管	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	沼田支署	2	4	5	0	3

(3) 消防団員配置

平成31年3月1日現在

階級別 団別	団	副	分	副	部	班	団	計	管轄区域
	長	団長	団長	分団長	長	長	員		
沼田消防団	1	1						2	全区域
第1分団			1	1	5	6	23	36	市内1～7・南町・西町・旭町・緑ヶ丘・仲町・中央・沼田4・高穂1・恵比島1・幌比里
第2分団			1	1	2	5	25	34	高穂2・共成・東予・更新
第3分団			1	1	2	3	8	15	北竜1～3・沼田1・沼田3
合計	1	1	3	3	9	14	56	87	

2 消防施設

区分 分団名	消 防 施 設							水 利 施 設			
	タンク車	ポンプ車	水槽車	小型ポンプ	救急車	広報車	マイクログラス	消火栓	防火水槽	防火井戸	河川等
沼田支署	1				1	1					
第1分団		1	1	1			1	61	18		
第2分団		1		1				17	7		
第3分団		1		1				7	5		
計	1	3	1	3	1	1	1	85	30		

3 消防資器材

資器材名	署 所 別					計
	沼田支署	第1分団	第2分団	第3分団		
空気呼吸器	カワサキライフゼム	7				7
	空気ポンベ	25				25
エンジンカッター	パートナー K950 アクティブ	1				1
	新ダイワ EC90		1			1
	ハスクバーナー K760		1			1
発電投光器	ホンダ EU9		1			1
	ホンダ EU9 i			1	1	2
	ヤマハ EF7H		1			1
	ホンダ EM4500S	1				1
油圧式救助器具	ポートパワー 10t	1				1
	カッター	1				1
	スプレッター	1				1
	マルチツール		1			1
可搬式ウィンチ	TU16kg	1				1
	X-13		1			1

4 消防訓練

消防職団員の体力・資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、次の区分により教育及び訓練の実施に努める。

(1) 教育

- ア 学校教育 消防大学校、北海道消防学校、救急救命東京研修所、その他学校及び教習所における教育
- イ 内部教育 一般教育、特別専科教育、火災予防防戦術教育、水防教育、外来講師研修、その他の教育

(2) 訓練

- ア 通常訓練 月例訓練計画により実施する。
- イ 特別訓練 年2回以上実施する。
- ウ 団員訓練 現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

(3) 消防演習

職団員を現場活動に習熟させるため毎年1回以上消防演習を実施する。

5 火災予防計画

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し火災予防対策の強化を図ることを定める。

(1) 火災予防指導

指 導 の 区 分	回 数	指 導 内 容
甲種防火管理資格付与講習会	年1回以上	国の定める基準により必要な知識
甲種防火管理者再講習	年1回以上	国の定める基準により必要な知識
危険物取扱者試験準備講習	随時	他の関係機関からの要請により受験に必要な知識等
防火対象物、町内会、女性会、老人クラブ等、団体に対する防火指導	要請による	防火知識及び要請のあった事項
防火管理者、危険物取扱者、石油燃焼器具整備業者	年1回以上	業務に必要な安全知識及び法令の改正内容

(2) 火災予防査察

ア 定期査察

消防本部職員 消 防 署 員	条例法第2条で指定する防火対象物で法第8条のうち、特定防火対象物及び法第10条で定める危険物製造所等
消 防 署 員	法第17条で定める防火対象物のうちで前記以外のもの
消 防 団 員	専用住宅

イ 臨時査察

消防本部職員 消 防 署 員	臨時催物が行われる防火対象物及び混雑が予想される対象物並びに関係者から特に要請があった対象物
-------------------	--

(3) 火災予防広報

火災予防運動、歳末警戒又は火災が発生する恐れがあるときは、次の広報媒体により広報する。

- ア サイレンの吹鳴
- イ 立看板の掲示
- ウ 防火ポスターの掲示
- エ 防火リーフレットの配布
- オ 報道機関への依頼
- カ 広報車による巡回広報
- キ 消防車による警戒パトロール
- ク 各種団体に対する直接広報

6 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により火災警報を発令し、区域内よりの出火防止に万全を期することを目的とする。

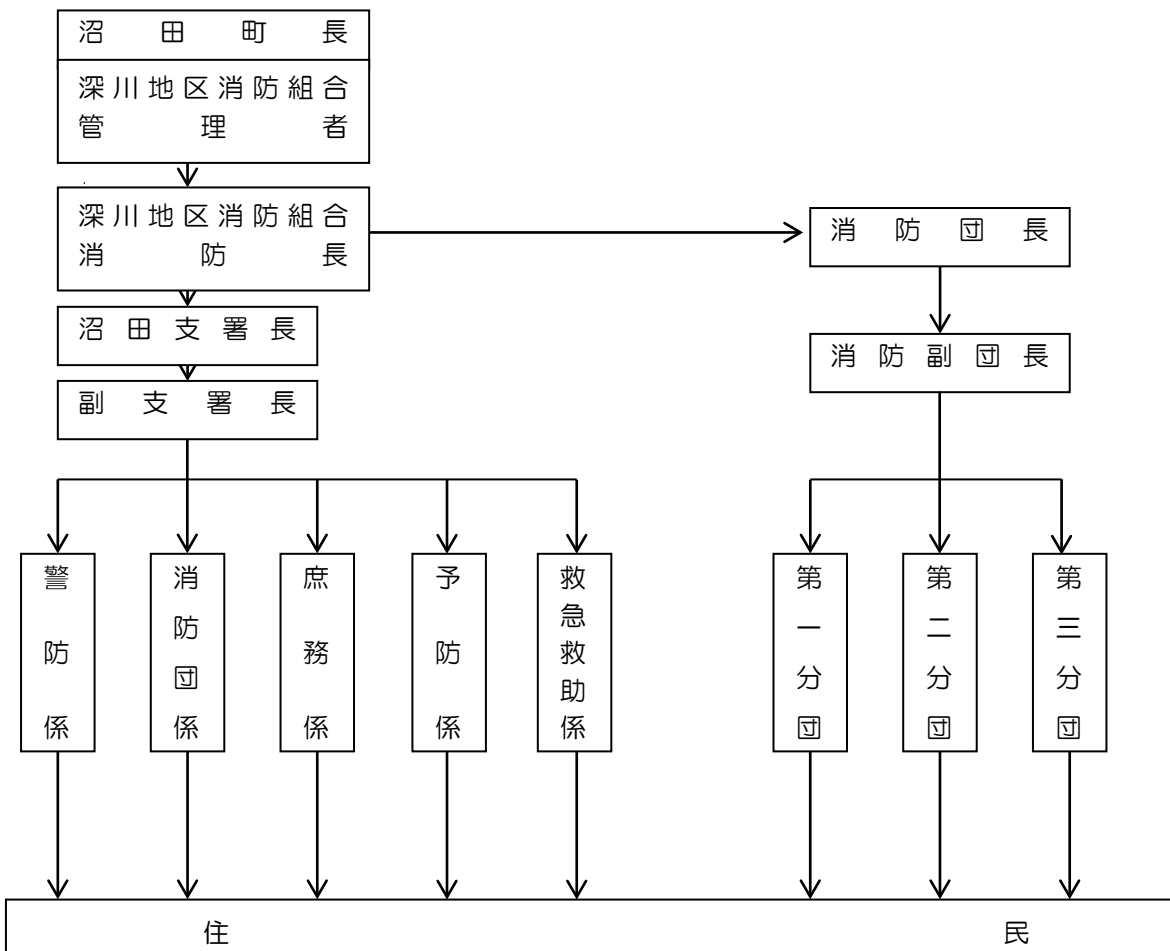
(1) 火災警報発令基準

- ア 実効湿度 65%以下にして最少湿度 45%となり、最大7m/秒以上のとき。
- イ 実効湿度 60%以下で風速7m/秒以上のとき。
- ウ 平均風速 15m/秒以上が9時間以上続くと予想されるとき。
- エ 湿度 30%以下で実効湿度が 50%以下のとき。
- オ 警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めるとき。

(2) 火災警報信号

区分 信号	火 災 警 報 発 令	火 災 警 報 解 除
サイレン信号	約 30 秒 ○ —○ —○ —○ — 約 6 秒	約 10 秒 約 1 分 ○ —○ —○ —○ — 約 3 秒
打 鐘 信 号	○ ○ —○ —○ —○ ○ ○ —○ —○ —○ (1点と4点との班打)	○ ○ ○ —○ ○ ○ ○ —○ (1点2個と2点との班打)
掲 示 板 吹 流 し 旗	赤字白文字 火災警報発令中 形状は適宜 大きさは適宜	掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下

(3) 火災警報連絡系統図



7 警防計画

(1) 消防団員の招集

区分 招集別	消 防 職 団 員 招 集 要 領
火災警報発令時	1 火災警報発令時の信号を認知した消防職団員は、速やかに署所及び所属分団詰所に集合する。 2 必要により電話で招集することもある。
通常火災	1 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、予め定められた区分に従い、速やかに署所及び所属分団詰所に急行し、上司の指示により行動する。 2 第2出動及び応援出動等、火災の状況により必要に応じて職団員を招集する。
非常時火災	火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、速やかに災害現場または署所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

(2) 出動区分

区 分	災 害 状 況	出 動 体 制
第1出動	火災を覚知したとき。ただし状況により、偵察、車輛火災及び小規模の火災等で、支署で制圧できると判断したときは縮小できる。	タンク車 1 水槽車 1 ポンプ車 1～2 小 型 1～2
第2出動	先着隊の隊長が火災の規模等により、消防隊の増強を必要と認めたとき。 その他市街地及び密集地で延焼の恐れのある特殊建築物・危険物製造所等の火災で、人命に危険を生じると判断したとき。 火災の拡大が著しく、かつ人的・物的被害が大となり、大火災に進展すると認めたとき。	タンク車 1 水槽車 1 ポンプ車 2～3 小 型 2～3 マイクロバス 1
応援要請	町長は、災害の被害が甚大でかつ広範囲に拡大する恐れがあると認めた場合に、深川地区消防組合消防計画及び北海道広域消防相互応援協定に基づき、関係消防機関に応援を求めることができる。 ○要請順位 1 消防組合管内応援要請 2 北海道広域消防相互応援協定 第1要請 (近隣市町消防機関) 第2要請 (道央ブロック消防機関) 第3要請 (全道消防機関)	必要な器材

8 消防相互応援協定

深川地区消防組合において、火災その他の災害を防御するために、消防組織法第 21 条の規定に基づき、北海道内の市・町及び消防の一部事務組合(以下「市・町等」という)相互の応援体制を確立し、北海道広域消防相互応援協定を締結している。

○ 応援要請の方法

- (1) 応援の要請は災害が発生し、又は発生する恐れのある市・町等の長から、他の市・町等の長に対し災害の規模に応じて次の区分により行う。
 - (ア) 陸上応援要請
 - ア 第1要請(近隣)
当該町が近隣の市・町に対して行なう応援要請。
 - イ 第2要請(道央)
当該町が構成する地域内の他の市・町に対して行なう応援要請。(第1要請を除く)
 - ウ 第3要請(全道)
当該町が構成する地域外の他の市・町に対して行なう応援要請。(第1要請を除く)
 - (イ) 航空応援要請
航空隊の応援を必要とする応援要請。
- (2) 陸上応援要請は、第1要請・第2要請・第3要請の順に行なうものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 前項の陸上応援要請のうち第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた町等の地域代表消防機関を経由して行なうものとする。

9 救助・救急計画

各種災害及び各種事故等による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

(1) 救助・救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することにあり、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救助活動については、深川地区消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

ア 現場到着と同時に実施し、災害の特殊性・危険性・事故の内容等を判断し、二次災害を排除し安全確実かつ迅速に行なう。

イ 隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。

ウ 要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。

エ 救助場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。

オ 群集心理による混乱防止に努める。

(2) 出動

出動に関する計画は、組織計画における救助・救急活動組織計画の編成により、災害の規模・状況・場所等を判断しこれに対応する。

所要人員・車輛等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

ア 平常時の出動(消防職員で対応できるもの)

- ① 通常出動 救助・救急業務を要する事故を覚知し、消防職員で対応し得るもの。
- ② 増強出動 消防署で所属長が災害・事故等の規模・状況等により、隣接の支署に増強要請を行なうもの。

イ 非常時の出動

救助・救急活動の規模及び状況が通常の体制で対処できないとき、又はその恐れがあるときは、関係所属長は消防長・消防団長に速やかに報告するとともに、火災警防計画における招集に準じた要領により、消防職員・団員を召集し、救助・救急活動組織を編成して活動体制の強化を図るものとする。

(3) 医療機関との協力体制

各所属長は地域医療機関と密接な連絡をとり、下記事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体の安全のため迅速な対応を図らなければならない。

ア 管内その他必要な医療機関の名称・診療科目・所在地・責任者名・連絡用電話番号等

イ 夜間・休日等の傷病者の受入れ体制

ウ 現場応急救護所等の出動協力体制

エ その他必要な事項

(4) 応急救護所の設置(要請)

大規模災害(集団災害事故等を含む)等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能になったとき、又は救助・救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに応急救護所の開設を要請するものとする。

(5) 救助用資器材の調達

救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

ア 重量物排除用資器材

イ 水難救助用資器材

ウ 高所救助用資器材

エ その他必要と思われる資器材

(6) その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、深川地区消防組合消防長が別に定める。

10 救急業務

(1) 救急出動計画

救急業務の対象となる事故で、住民の生命・身体を保護するため、迅速確実に搬送できることを定める。

(2) 救急隊の編成

出動区分		車 輛		隊 員		備 考	
平常時の救急業務		救急車	1台	救急隊員	3人		
通信業務者						1人	
非常時	第1出動	救急車	1台	救急隊員	3人		
	第2出動	救急車	1台	救急隊員	3人		
		連絡車	1台	救急隊員	3人		
	第3出動	救急車	1台	救急隊員	3人		
		連絡車	1台	救急隊員	3人		
		ポンプ車	1台	救急隊員	3人		
マイクロバス		1台	消防隊員	5人	消防団員	5人	
			支署長・副支署長	2人	連絡員	1人	

※ 非常時における消防団の出動については、この編成以外は特命出動とし、消防ポンプ車1車両、消防団員5名とする。

(3) 応急救急隊の救急資器材

車 輛 別	救急資器材	備 考
連 絡 車	担 架 1組 救急箱 一式	担架・救急箱は消防支署に保管し、必要に応じて携行する。
ポ ン プ 車	救急箱 一式	//
マイクロバス	救急箱 一式	//

(4) 消防資器材等の現有

資器材	署所名	署所名				計	
		沼田支署	第1分団	第2分団	第3分団		
消防救急デジタル無線	固定局（卓上型）	3				3	
	受令機（卓上型）	1				1	
	活動波1 活動波2	移動局（可搬型）	1			1	
	統制波全波 （3ch切替）	移動局（車載型）	3	3	1	1	8
		移動局（携帯型）	4	4	1	1	10
消 火 薬 剤	スーパーホーム	120L				120L	
流出油処理剤	中和剤	80L				80L	
//	吸着マット	200枚				200枚	
//	吸着フェンス	6本				6本	
//	吸着材	6袋				6袋	

第 11 節 土砂災害対策計画

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に留めるための予防計画は、この計画の定めるところにある。

1 土砂災害危険区域

本町の危険区域は、「第4章 第1節災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

2 地すべり予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害及び急傾斜地崩壊（がけ崩れ）災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩落による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にも繋がる。そのため、町は、国、道と連携して、次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止対策について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 町

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が発生する傾向にあり、ひとたびがけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にも繋がる。そのため町は、国、道と連携して、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

ア 北海道

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ 町

町の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力や住民自身

による防災措置（自主避難等）などについて周知する。

(2) 山腹崩落防止対策

ア 北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行なうことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。また、保安林又は保安施設地区において行なう立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ 町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

4 土石流予防計画

ア 北海道開発局・北海道森林管理局

土石流警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

イ 北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

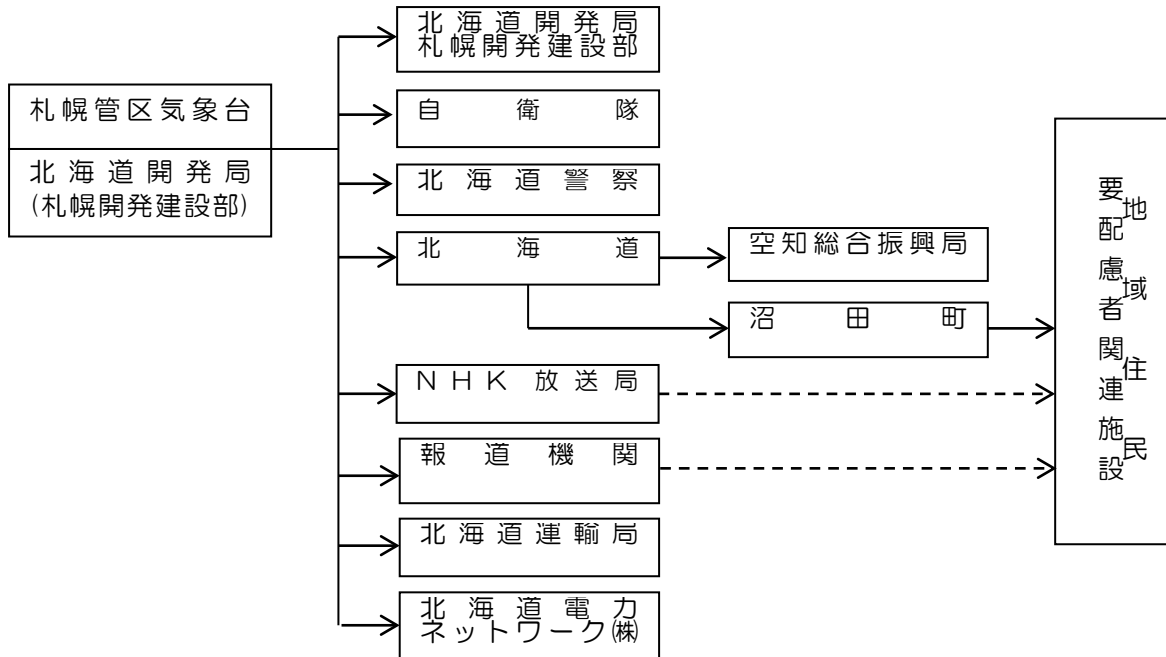
ウ 町

住民に対し、土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民による自主避難等の防災措置について周知、啓発を図るものとする。

5 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする気象情報のひとつであり、気象業務第 11 条及び基本法第 55 条に基づき、市町村単位で発表される。

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次のとおりである。



6 土砂災害等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害等による、避難勧告等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報、警戒巡視、斜面の状況、気象状況等を合わせて総合的に判断を行う。

7 避難勧告等の発令基準

崖崩れ等の発生は、一般的に 1 時間当たり雨量 20mm 以上、降り始めてからの雨量が 100mm 以上となったら、危険性が増すと言われており、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、気象庁と道から土砂災害警戒情報が発表されることになっている。

なお、避難勧告等を発令する基準については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

また、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

8 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災行政無線及び広報車等により周知を行う。

9 非常監視及び警戒

町長（建設課）は、異常降雨時等により非常配備を指令したときは、町内の土砂災害が予想される危険区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直に対策本部（総務財政課）に報告するものとし、これを受けた対策本部は速やかに各関係機関に連絡するものとする。また、監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

ア 表層の状況

- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

10 避難及び救助

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第5章 第6節避難救出計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

イ 自衛隊の派遣要請

町長は災害に際し、自らの能力で処理することが極めて困難な事態が予想されるときは、「第5章 第20節自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、空知総合振興局長（知事）に自衛隊の派遣要請をすることができる。

11 山地災害危険地区

町内における災害の発生が予想される山地災害危険地区は別表の一覧表及び位置図のとおりとする。

【山地災害危険地区】

【崩壊土砂流出危険地区一覧表】

【地すべり危険地区一覧表】

【山地災害危険地区一覧表 1 / 2】

【山地災害危険地区一覧表 2 / 2】

【山地災害危険地一覧表】

【山地災害危険地一覧表】

【山地災害危険地区】

第12節 食料等の調達・確保及び防災資器材等の整備

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行なうため、防災資器材の整備に努めるものとする。

1 食料の確保

- (1) 予め、食料関連機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、応急飲料水の確保及び応急給水資器材の整備に努めるものとする。
- (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行なうものとする。

2 防災資器材の整備

災害時に必要とされる資器材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

第13節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための指定避難所及び指定緊急避難場所の確保及び整備等に関する計画は次のとおりである。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、洪水等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2 避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制

等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 建築物が密集する市街地においては、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するよう努める。また、整備に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者の利用に十分配慮する。
- (3) 指定緊急避難場所の指定基準
 - ア 災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難所が開設される管理体制を有していること。
 - イ 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難所が立地していること。
 - ウ 指定緊急避難所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
 - エ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は場所・その周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

3 指定避難所の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを收容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。また、あらかじめ選定した指定避難所以外の施設についても、要配慮者等に配慮しつつ、必要に応じ当該施設管理者の同意を得て臨時的避難所とするよう検討する。

なお、影響範囲の大きい災害については、町の避難所に收容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、收容能力の確保を計ることとする。

- (1) 指定避難所の指定基準
 - ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
 - イ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

と。

オ 福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

(2) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 町は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。

ア 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

イ 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(4) 指定避難所の管理

ア 指定避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 指定避難所の運営に必要な資器材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における指定避難所の開設に支障が無いようにしておくこと。

4 指定避難所及び指定緊急避難場所の住民への周知

指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を行なった場合は、地域住民に対して次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

ア 指定避難所及び指定緊急避難場所の名称、所在地

イ 避難対象世帯の地区割り

ウ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など

イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など

ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

5 避難計画の策定等

町は、住民特に高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行なえることができるよう、「本章第4節 災害時要配慮者避難支援計画」の定めるところにより要配慮者避難支援体制をとるものとする。また、これら避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップ等を作成するものとする。

(1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、各町内会（はあとふる沼田含む）並びに自主防災組織等を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

ア 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法

イ 指定避難所及び指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

エ 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ① 給水、給食措置
- ② 毛布、寝具の支給
- ③ 衣料、日用必需品の支給
- ④ 負傷者に対する応急救護

オ 指定避難所及び指定緊急避難場所の管理に関する事項

- ① 避難中の秩序維持
- ② 住民の避難状況の把握
- ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- ④ 避難住民に対する各種相談業務

カ 避難に関する広報

- ① 防災行政無線（個別受信機を含む。）による周知
- ② 緊急エリアメール・メールぬまたによる周知
- ③ 広報車（消防、警察車輛の出動要請を含む）による周知
- ④ 避難誘導者による現地広報
- ⑤ 住民組織（各町内会（はあとふる沼田）・自主防災組織等）を通じた広報

(3) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、災害発生直後では避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所等への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

そのため、避難所等における入所者登録などの重要性について、避難所等の担当職員や施設管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳など、避難状況を把握することに努めることとする。

第14節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は本計画の定めるところによる。

1 防災訓練の実施

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 図上訓練
- (2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通信伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

- イ 消防訓練
消防機関の出動、近隣市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。
- ウ 避難訓練
水防訓練と消防訓練と合せて、避難の指示・示達方法、避難の誘導、避難所等の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。
- エ 災害通信訓練
主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。
- オ 非常招集訓練
災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行なう。
- カ 総合訓練
あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。
- キ その他防災に関する訓練

3 住民との連携

訓練の実施にあたり、各町内会（はあとふる沼田含む）やボランティア団体及び自主防災組織等地域住民と連携した訓練を実施するものとする。

4 地域における防災訓練の支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、地域における防災訓練の支援を行う。

5 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第15節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時において

も町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。